

# 慶 弔 規 程

(目的)

第1条 この規程は、北尾自治会の会員の慶弔行事について必要な事項を定める。

(祝金等)

第2条 会員の長寿者ならびに地域の名誉高揚者等に対し北尾自治会より祝金又は記念品を贈ることができる。

(弔事の連絡)

第3条 会員に弔事が生じた場合、その班長は組長、会長及びその班の会員等へ連絡する。

(弔事の協力)

第4条 弔事が生じた世帯に属する班内の班長、会員及び関係者は、必要に応じて葬儀のお手伝いをする。

(弔慰金)

第5条 会員の弔事に対し北尾自治会より弔慰金5,000円を贈る。ただし、自治会役員、自治会監事、自治会顧問等の弔事に対し会長が特に必要と認めるときには、生花一对を贈ることができる。

(香典返し)

第6条 北尾自治会への香典返しは行わないものとする。

附 則

この規程は、平成4年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年7月21日から施行する。